

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 10 月 24 日 (火) 第 459 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 告 示

- 指定納付受託者の指定 (デジタル推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定の通知 (3件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

## 告 示

## 鹿児島県告示第784号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和5年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地  
株式会社鹿児島カード  
鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定納付受託者を指定した日  
令和5年10月12日
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入  
鹿児島県動物愛護センターの業務に属する犬及び猫の譲渡に係る手数料
- 4 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間  
令和5年10月12日から令和6年3月31日まで

## 鹿児島県告示第785号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和5年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
出水市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第786号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和5年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

始良郡湧水町木場字前平4817番1，4818番2，4819番1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び湧水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第787号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和5年10月24日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

伊佐市菱刈川北字松山1130番1，1130番4

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鹿児島県告示第788号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業県営農村集

落基盤再編・整備（中山間総合（一般型））（旧：中山間地域総合整備（一般型））（農業用排水施設整備及び農道整備）住用地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 5 年 10 月 24 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和 5 年 10 月 25 日から同年 11 月 22 日まで
- 3 縦覧場所  
奄美市役所土地対策課  
奄美市住用総合支所産業建設課

#### 始良・伊佐地域振興局告示第45号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 10 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポートハウス すてっぷ	霧島市国分広瀬 二丁目30番15- 8号	特定非営利活動 法人ひとなる会	霧島市国分福島 三丁目27番6号	伊藤 悦朗	令和 5 年 10 月 1 日	児童発達 支援

#### 始良・伊佐地域振興局告示第46号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 10 月 24 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型就労継続支援事業所A 型ARK	霧島市国分姫城南 11-42上村ビル101号	株式会社ARK	霧島市隼人町姫城 627番地3	二木 悦郎	令和 5 年 10 月 1 日	就労継続 支援 A 型
多機能型就労継続支援事業所B 型アルク	霧島市国分姫城南 11-42上村ビル101号	株式会社ARK	霧島市隼人町姫城 627番地3	二木 悦郎	令和 5 年 10 月 1 日	就労継続 支援 B 型

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第106号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 5 年 10 月 24 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e シン・エヴァンゲリオンK	株式会社ジェイビー	3P1104
ぱちんこ遊技機	PA フィーバーダンベル何キロ持てる? Y	株式会社三共	3P0185
ぱちんこ遊技機	P フィーバー革命機ヴァルヴレイヴ 3 R	株式会社三共	310443
ぱちんこ遊技機	P 真・一騎当千 FH-SH	株式会社大一商会	310054